

## 特別論説 情報処理最前線

## 電子著作権管理システムとコピーマート

Electronic Copyright Management System and Copymart by Zentarō KITAGAWA (Vice-Director, International Institute for Advanced Studies, Professor of Law, Meijo University).

北川 善太郎<sup>1</sup>

<sup>1</sup> (財)国際高等研究所, 名城大学法学部

## 1. 情報社会における著作権制度の危機

戦後まもなく複写機器が発達し文献などの印刷物の複写が容易になった。やがて海賊出版が姿を消していった。海賊出版は営利目的で他人の著作物を複製する著作権侵害行為であるが、そのためにはかなり経費がかかる。他人の著作権を侵害するのに資本を投下する必要があったのである。20世紀の初頭、ほかならぬアメリカがヨーロッパの著作物の海賊出版で悪名が高かった。アメリカにおける著作権侵害ビジネスはヨーロッパにおける出版と同時にアメリカで海賊版が出版されるという盛況ぶりであったという。これに対して、複写機器を利用した個人の複写行為はそれが私的使用であると著作権侵害行為とならない。しかし、個人が低廉で効率的にしかも正確に著作物の複製ができるようになるとうどうなるのか。書物にかぎらず、レコードのような音楽著作物がレコード発売と同時に個人が大量に複製するのも私的使用であるので問題はないのか。同じことがビデオ著作物でも発生する。

営利目的とする他人の著作物の無断複製も、個人の私的使用である複製もデジタル技術によって、簡単に安く早くしかも正確にできる。これはパソコンでだれもが経験していることである。私的な複製は許容されるが複製が事業としてされると問題になるし、さらに私的複製でも大量に複製がされると放置できなくなる。しかしそうした行為を個別に著作権処理をさせるべきであると主張しても現実的には無理な話である。といって現状をそのまま放置しておけば無断コピーの横行のために本や音楽らの著作物に費用と時間をかけることはなくなる。これは著作権制度の自滅であり

ひいては創造的な著作行為が保護されず文化の衰退を招くおそれが大いにある。

このような危機的な状況はさらに加速されてきている。インターネットやデジタルデータに関連する新しい問題例として、たとえば使用目的でソフトウェアをコンピュータにロードする行為、それをRAMに蓄積しておく行為、コンピュータに入力したデータをサーバに蓄える行為、インターネットでブラウズする行為、インターネット上リンクをはる行為などはいずれも日常繰り返されている行為であるが、著作権法でどうかとなると必ずしも明確な解答が用意されているとはいえないし、解答を出してもそれで問題が解消するものでもない。というのは、著作権侵害行為であると規定しても侵害行為をとらえ著作権保護を現実に実現しないかぎり著作権が保護されることにならないからである。著作権保護の実効性が低いと権利はいわば絵に描いた餅になりかねない。

その内容はここでは取り上げないがこうした事態に対抗して著作権法も種々の対応を重ねている。しかしながらここで指摘し強調したいのは、著作権の権利のカタログが増えても絵に描いた餅を増やしていることになりかねないという懸念である。ハイテクノロジーの発達がますます近代著作権法制の基盤を揺るがしているのである。かようにデジタルデータが流通する情報社会において著作権問題はいつそう深刻化してきているといっても過言ではない。

## 2. 著作権アウトサイド社会から著作権インサイド社会へ

このようにみえてくるとデジタル技術とともに生成発展している情報社会において法的基盤整備

は急務であろう。とくに著作権問題を抜きにして情報社会を語ることはできないのである。この点は誰も異論はない。データベースはこれからの情報社会において必要不可欠な情報リソースであるが、データの著作権を無視してデータベースを構築することは許されない。今進められている電子図書館構想も著作権問題をどう解決するかの見直しはこの点については立っていないというべきであろう。さらに文字・映像・音をミックスした新しいマルチメディア製品開発となると、多種多様な著作権問題をクリアすることが無理であるためにせっかくよいアイデアでも眠ってしまうことになる。かかる例は無数に発生しているしさらに発生するであろう。いいかえれば、著作権問題を情報社会システムの「外づけ」にしておくことはますますハイテクノロジーやビジネスの発展を阻害し、著作権法本来の趣旨である著作権保護を通して文化の発展に寄与すること(著作権法1条)にはならない。

このように考えると、これからの情報社会は、著作権内在型、著作権インサイド社会(Copyright-inside society)であるべきである。それは著作権処理をした情報から構成されている情報社会である。

著作権は所有権に匹敵する強い私権であるが、かかる強い保護と著作物の複製利用との関係を考えてみるとこれまで我々の社会は著作権外在型の著作権アウトサイド社会(Copyright-outside society)であった。これを複製の例で説明すると、出版、音楽、映画などのように著作物の複製利用が事業としてなされるときあるいはなされようとしているとき、事業のフローと著作権処理のフローとは別々のフローであるということである。我々がビジネスで考える事業のフローと著作権のフローが別々に並行しているために、ビジネスが著作権にかかわり他人の著作権を複製利用するときには改めて個別にその許諾を得なければならない。しかし大量の著作物複製利用や映画がよい例であるが、多重著作権処理が必要な著作物の複製利用になると外部システムである著作権のフローを事業のフローに取り込むことが困難になる(かつての名映画をDVDにして販売することは多重著作権問題を個別に処理する難事業をとまなう)。

かかる大量複製問題や多重著作権問題を発生さ

せたのがハイテクノロジーであるとするハイテクノロジーはいうなれば著作権にとりいわば敵役である。ハイテクノロジーが発達すればするほどますます著作権問題が深刻になるので、ハイテクノロジーと著作権とは互いに相対立する関係にあるのである。これは著作権アウトサイド社会の宿命である。

しかしこのような関係は発想を転換すると逆転するのである。その梃子になるのが著作権者と利用者との間の契約であり合意である。著作権者が著作物の利用を許諾すると利用者が複製できるしそれをビジネスに利用できる。これは著作権利用の原点である。契約がないと著作権侵害であるが、契約があるとそうではない。つまり契約は著作権のフローを著作物利用・複製の事業フローに取り込むことを可能にする。

### 3. 著作権市場モデルとしてのコピーマート

#### 3.1 意義

コピーマート(Copymart)は契約により著作権アウトサイド社会から著作権インサイド社会への移行を可能にする法モデルである。コピーマートは商品市場や株式市場における取引と同様に著作権者と著作物利用者が直接相対で取引をする著作権市場である。この市場では著作権者が自ら自己の提示する条件で著作物を利用者に提供しているのでコピーマートは著作物の流通市場でもある。

合意モデルであるコピーマートを介して、情報社会は著作権アウトサイド社会から著作権インサイド社会に移行することができる。

このコピーマートにおいて、権利保有者がコピーマートに自己の著作権を登録し、希望する取引条件を提示しておけば、利用者が登録著作物の複製をコピーマートから入手すると引き換えに権利保有者の口座にライセンス料が振り込まれるので、私権としての著作権の権利実現が個別に保証されている。また、利用者はコピーマートで著作権情報を検索し、希望する著作物の複製を即時に入手できる。さらに、マルチメディア作品の制作を企画するさいにマルチメディア制作に占める著作権コストの見積もりができる。ときに、その価格について権利者との直接交渉がコピーマートで電子的に可能である。

### 3.2 著作権登録のための著作権マーケットと著作物提供のための著作物マーケット

コピーマーケットはデータベースであり、著作権登録、利用条件や支払い条件などにおいてひろくコンピュータ技術を利用することになる。それは2種のデータベースから構成されている。1つは、著作権マーケットであり、ほかは著作物マーケットである。

著作権マーケットは著作権が登録されている市場である。それは著作権保有者、団体または著作権取引の受託者・エージェントが、著作権情報を登録することができるデータベースである。著作権マーケットに登録される「著作権データ」には、著作者・権利保有者の名称、著作権・著作隣接権の内容、著作物の種類、著作物の簡単な説明、保護機関、ライセンス条件・販売条件、著作権許諾料などが登録されている。その内容は権利者が自由に決めることができるし、登録後もその取引条件を変更することができる。また、権利者はその判断で同一の「著作権データ」を複数のコピーマーケットに異なる条件で登録することも可能である。著作権マーケットでは、著作物の利用者が希望する著作物を調査し利用目的に合った著作物の利用可能性とそのコストに関する情報をあらかじめ知ることができる。

著作物は、キーワードや文章で概要を記述したり、また、音楽作品の一部を演奏したり、絵画の部分のみせる方法で表示される。また、ライセンスや販売条件は、権利者側が、パスワードを使用して適宜変更することができる。その変更があらゆる項目に対して可能か指定された項目に限るかはプログラムの関係でコピーマーケット主宰者が定める。

著作権マーケットで登録され利用者が利用できる情報のなかには著作権の保護がない作品も入れることができる。たとえば、コンピュータ・プログラムを登録しているコピーマーケットの場合、有償のプログラムとともにいわゆるフリーウェア・シェアウェアに関する情報もあわせて登録する方がそのコピーマーケットの利用価値を高めるのであればプログラムの関係でコピーマーケット主宰者はそうするであろう。プログラムにかぎらず、この点は、それぞれのコピーマーケットの趣旨を考慮して判断されるが、一般的にそこまで拡大されたコピーマ

ーケットの方が、利用者によりひろく著作物・作品にアクセスする余地を提供するものとして望ましいであろう。

コピーマーケットの今1つのデータベースである著作物マーケットは著作物の複製を入手することができる市場である。それは利用者の要求があれば料金と引換えで著作物のコピーを提供するデータベースである。著作権データベースに登録された著作権についてはその許諾条件が提示されているので、コピー提供を希望する者はその価格をあらかじめ了知した上でのことであり、かつ、コピーマーケットではその支払が（広い意味で）電子的に決済される。

著作権のない作品のコピー提供に対してはコピーマーケット所有者がその費用を利用者から受け取る。また、著作権マーケットに登録されているが、その著作物が著作物マーケットにまだ収録されていない著作物については個別にコピーマーケット所有者がそのコピーを入手し提供するサービス（オフ・ライン・サービス）も考えられる。

コピーマーケットのコピー料金であるが、コピー部数により料金が差が生じうる。つまり、一部のコピー代よりも複数のコピー代の方が低く定められることになろう。これは、基本的には権利者の判断によるが、コピーマーケット側としてはそうした料金リストの参考資料を用意して登録権利者を支援することになろう。

著作権マーケットと著作物マーケットを統合するコピーマーケットは、自由な市場でありその参入にとくに制限がない。コピーマーケットはその構築者が管理・運用する著作権情報サービスであり、著作権情報が登録されその取引が関係者間の交渉で自由にできる著作権の取引システムである。

### 4. コピーマーケットと海外の状況

ここでコピーマーケットに対する海外の反応からごく最近のものを紹介してみたい。1996年11月から12月にかけて、法学、情報工学およびビジネスから構成されるコピーマーケット研究グループがヨーロッパを訪問した。WIPO、EC委員会、EC委員会支援の「電子著作権管理システム」(electronic copyright management system: ECMS)研究グループ、とりわけIMPRIMATURと合同研究会をもった。興味深いのは、British

Library の文献提供センター (Document Supply Center) が、コピーマーケット構想を部分的に取り入れた著作権ライセンス協会 (Copyright Licensing Agency: CLA) と契約した文献複写サービスを開始していたことである。全体としてヨーロッパの ECMS の研究や事業化はかなり進展しているし、その論点をかなり徹底して分析しているのは評価できるが、著作権市場を構築して著作権インサイド社会をつくらうとするような構想はみあたらない。

海外においてここ数年来急速に ECMS に対する関心が強まってきているが、コピーマーケットは日本型電子著作権管理システムという評価で海外で定着をみつつあるように思われる。1997 年前半だけでも、G7 の「情報サミット」に関連した「電子取引プロジェクト」会議が EC 委員会主催で 4 月にボンで開催された。その「電子著作権管理システム」セッションでは、ヨーロッパ委員会助成プロジェクトである IMPRIMATUR 主導で、オーストラリアのアクセス・プロジェクトとコピーマーケットプロジェクトもそれに加わって報告をした。さらにまた、知的所有権保護の国際団体である AIPPI (国際工業所有権保護協会) はその 100 周年記念シンポジウムにおいてサイバースペースの著作権問題を取り上げそこでもコピーマーケットを報告する機会が与えられた。

## 5. コピーマーケット研究の現況

コピーマーケットについては 1988 年以降私が内外で構想を発表している (後掲の参考文献を参照。その一部は、[www.kclc.or.jp](http://www.kclc.or.jp) で公表)。その具体化を目指して、コピーマーケットの学際的な共同研究として総合研究開発機構 (NIRA) の「マルチメディア時代における著作物の権利処理と流通に関する総合的研究」(平成 7 / 8 年度) において法モデルの実務的な論点をまとめたところである。また、現在、情報処理振興協会 (IPA) の「創造的ソフト開発支援事業」でコピーマーケットのための権利記述ソフトウェアが比較法研究センターと京都高度技術研究所とで共同開発中である。さらに、国際高等研究所において、以下にあげる各領域の研究を準備している。

このようにコピーマーケットは法モデルとしてその研究段階の第一ステージに到達し、ソフトウェア

開発により次のステージに向かいつつあるように思われる。そこでそのような研究課題領域の概要を述べて本稿を終わりたい。

## 6. コピーマーケットの研究課題領域

### 6.1 「知識ユニット」研究

情報社会において情報の権利保護と自由な流通は基本的な前提である。その中で電子著作権管理システムに市場構想を持ち込むコピーマーケットは情報社会の法的基盤であると位置づけることができる。かかる法的基盤が情報社会で生成し拡大すると、コピーマーケットの上で動き回る情報が情報社会の構成単位となるようになる。この意味で情報社会の構成要素となる情報を「知識ユニット」(knowledge unit: KUni) と称することにする。著作権アウトサイド社会では著作権処理が未済であり著作物は半ば拘束された情報であるのに対して、著作権インサイド社会においてはコピーマーケット上の情報である「知識ユニット」は自由に情報社会を動き回ることができる。知識ユニットは情報社会の構成単位である。それはいろいろなところでいろいろな目的のために 1 つのまとまりとして利用可能である。つまり、情報社会の諸制度は知識ユニットを活用してできている。たとえば、電子大学、電子図書館、電子博物館、電子取引などは、情報社会の制度であるが、そうした諸制度は知識ユニットからつくられていることになる。

知識ユニットは新しい概念であり、その意義や内容を確定することが、情報科学、社会学、哲学、経済学、法学などの共同研究課題である。この概念を構成要素とする情報社会論は、インターネットやサイバースペースを含んで情報社会を考える新しいパラダイムにつながる可能性をもっている。

### 6.2 「コピーマーケット・システム」研究

これはコピーマーケット・システム (Copymarketsystem: CMSys) のハードウェアとソフトウェアについての研究であり、とりわけ法学、情報科学とビジネスの共同研究が必要である。この研究においては日進月歩のハードウェアとソフトウェアの近未来モデルを策定しながらコピーマーケットの諸モデルをコンピュータの世界で描き出すシミュレーション研究がなされる。かかる研究自体がコピーマーケット・ビジネスに対して道標となるであろう。

ハードウェアには既製のものを利用することが

多いであろう。ソフトウェアについて現在開発中のものは、オブジェクト指向のプログラムで権利情報とコンテンツ情報を統合するコピーマートの基本類型となるものである(5章参照)。基本類型はコンテンツとなるデータとして文献情報を主として対象に考えている。コピーマートの諸類型については基本類型と並行して研究を進める必要がある。

### 6.3 「コピーマート技術」研究

同種の情報や異種の情報のかたまりである知識ユニットを多目的に利用できる技術を検討するのがコピーマート技術(Copymart Technologies: CMTech)研究である。ここでは著作物の情報科学的分析や著作権にかかわる技術モデルの析出が行われるのでコピーマート技術の近未来像をモデル化するためにコンピュータ技術・ビジネス・法学などの学際的研究が必要である。

学際的分析の対象は多岐にわたるが次の3分野に分けて研究を進める予定である。すなわち、

#### (1) 分析の対象となる著作権事項：

複製、一時的複製、送信・放送・通信、印刷、録音・録画、オンデマンド送信、電子暗号など。

#### (2) 分析の対象となる著作物：

印刷物、絵画、彫刻、写真、映画、演劇、放送番組、レコード、デザイン、コンピュータ・プログラム、データベースなど。

#### (3) 分析の対象となる媒体：

印刷、放送、通信、ICカード、ディスク、サーバなど。

コピーマート技術と称しているが、この研究課題は、たとえばデジタルとアナログの技術的区別を通してそれぞれの法的分析を進めるので、著作権問題の徹底した学際的研究とならざるを得ない。したがって国際条約であれ国内法であれ、著作権法制がハイテクノロジーの進歩についてきたという自己評価に対する厳密な分析がこの課題ではなされる。

### 6.4 「コピーマートの応用」研究

コピーマート応用(Copymart Applications: CMAppli)研究はビジネス面ではコピーマートのビジネスモデルづくり、技術的にいえばコピーマートのアプリケーション、さらに情報理論からいえば情報社会の構成単位である知識ユニットの利

用形態に関する研究である。

対象となる応用例は基本的には、G7の情報サミットがあげているパイロット・プロジェクトとリンクする。たとえば、エレクトロニック・コマース、図書館、美術館・博物館、教育・学習(ヴァーチャル大学、生涯教育、電子塾、自習など)、環境保護、高齢社会、健康問題など。このグローバル情報基盤(Global Information Infrastructure)構想は内外でその実現に向けて展開中である。しかしその多くがデジタル技術の著作権問題を解決する法理を内部化しているとは必ずしもいえない。著作権アウトサイド社会に対して、著作権インサイド社会の特色は、著作権をビルトインした知識ユニットとその法的基盤であるコピーマートという法モデルを軸に、グローバル情報基盤の上に生成している情報社会の諸制度を構築する点にある。

### 6.5 「コピーマートの法律問題」研究

コピーマートは著作権取引の場であり、合意モデルである。当然、この構想にはコピーマートにかかわる法律問題の解決が必要不可欠である。また、合意モデルを構築し円滑に機能させるために、著作権問題のほかに契約問題を検討することが必要である。

コピーマートの法律問題(CMLegal)研究は著作権問題と契約問題を軸にコピーマート関連の法律問題を解決することを目的としている。

## 7. あとがき

著作権問題の解決に向けて内外で多面的な努力がされている。1988年あたりから、著作権取引市場構想であるコピーマートを提唱し、その構想も内外においてかなり定着してきつつあるように思われる。とくに電子著作権管理システムがここ数年の間に著作権問題の危機を回避するための1つのモデルとしてみられるようになってきた。コピーマート構想は合意モデルとして先行したといえるのであるが、そうした電子著作権管理システムの1つとして受けとめられてきている。かかる法モデルのソフトウェア開発やシステム設計、コピーマート・システムに関連する技術開発研究、その応用分野の開拓研究などが今後の研究課題領域として浮上している。具体的なモデルづくりがこれからの課題である。おわりにコピーマー

トという法モデルが情報工学と法学との学際的研究に寄与し、さらには近い将来に新しいビジネスの参考になることを期待して本稿を閉じたい。

### 参考文献

#### 著書

- 1) 技術革新と知的財産法制(有斐閣, 1992).

#### 論文

- 1) Copyright Clearance or Copy Sale - A Thought on the Problem of "Mass Right" - , AIPPI Journal International Edition (14-4), pp.207-215 (1989); UFITA Archiv Fuer Urheber-Film-Funkund Theaterrecht, Bd. 117, pp.57-69 (1991).
- 2) Copymart: A new Concept- An Application of Digital Technology to the Collective Management of Copyright, WIPO Worldwide Symposium, pp.139-147 (1993).
- 3) Computer, Digital, Technology and Copyright, WIPO Worldwide Symposium, pp.115-130 (1994).
- 4) Copyright Usage Tracking Technologies, IFFRO Symposium: Copyright in the Asia Pacific Region: Reprography and Digital Copyings, pp.184-198 (1995).
- 5) 著作権市場論, NIKKEI ELECTRONICS BOOKS,

PP.105-113 (1995).

- 6) 近未来の法モデルについて, 法学論叢 136-4・5・6, pp.38-74 (1995).
- 7) Copymart: A Proposal for a Copyright Market Based on Contract, UFITA Archiv fuer Urheber-Film-Funk- und Theaterrecht, Bd.132, pp.77-91 (1996).
- 8) 合意システムとしての著作権市場, 北川編「知的財産法制」, pp.169-192 (1997).  
(平成9年4月30日受付)



北川善太郎

1932年生。1956年京都大学法学部卒業。同大学助手、助教授を経て1970年京都大学法学部教授(民法)。平成元年学部長、1996年定年退官、京都大学名誉教授。法博(京大)、名誉法博(マールブルク大学)。ハーバード、ワシントン、ミュンヘン、マールブルク各大学の客員教授。(財)比較法研究センター理事長、工業所有権学会理事長、WIPO仲裁調停委員(WIPO Arbitration and Mediation Council)著作権審議会委員、国家公務員試験専門委員、法制審議会民法部会委員、松永賞、シーボルト賞、サイボルト賞受賞。ドイツ功勞勲章一等功勞十字章、紫綬褒章受章。